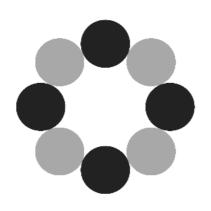
令和 5 年南砺市議会定例会 令 和 5 年 9 月 会 議 議 案 書



南砺市

令和5年9月会議提出案件

目 次

予算関係			
議案第	63号	令和5年度南砺市工業用地造成事業特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
議案第	6 4 号	令和5年度南砺市一般会計補正予算(第7号)	1 1
議案第	6 5 号	令和5年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)…	3 5
議案第	66号	令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)	4 2
議案第	67号	令和5年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号)	4 9
議案第	68号	令和5年度南砺市水道事業会計補正予算(第1号)	5 1
条例関係			
議案第	69号	南砺市看護学生等修学資金等貸与条例の全部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 4
議案第	70号	南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等	
		に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関	
		する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1
その他			
議案第	7 1 号	字の区域の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3
議案第	72号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
議案第	73号	市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 6
議案第	7 4 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
報告第	7 号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 8
報告第	8 号	専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
認定第	1 号	令和4年度南砺市一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
認定第	2 号	令和4年度南砺市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・	7 1

認定第	3 号	令和4年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出	
		決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 2
認定第	4 号	令和4年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出	
		決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 3
認定第	5 号	令和4年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出	
		決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 4
認定第	6 号	令和4年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・	7 5
認定第	7 号	令和4年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定に	
		ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 6
認定第	8 号	令和4年度南砺市病院事業会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 7
認定第	9 号	令和4年度南砺市水道事業会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
認定第	10号	令和4年度南砺市下水道事業会計決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9

議案第63号

令和5年度南砺市工業用地造成事業特別会計予算

令和5年度南砺市工業用地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,189千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位: 千円)

	款			項		<u> </u>	金	額	
1 繰入金									13, 189
			1 繰入金						13, 189
,	歳	入	合	計					13, 189

歳 出

款	項	金額
1 事業費		13, 189
	1 事業費	13, 189
歳 出	合 計	13, 189

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総 括

歳 入

	款				本年度予算額	前年度予算額	比較
1 繰入金					13, 189	0	13, 189
	歳	入	合	計	13, 189	0	13, 189

歳出

		前年度予算額		本年度予算額の財源内訳				
款	本年度予算額		比較	特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1 事業費	13, 189	0	13, 189			13, 189		
歳 出 合 計	13, 189	0	13, 189			13, 189		

2. 歳入

第 1 款 繰入金 第 1 項 繰入金 (単位:千円)

目	本 年 度 前 年 度	比較	節		説明		=
		比較	区 分	金額	ä7	2 19	
1			1		一般会計繰入金		13, 189
他会計繰入金	13, 189	13, 189	一般会計繰入金	13, 189			
計	13, 189	13, 189					

3. 歳出

第 1 款 事業費

第 1 項 事業費

				節					本年度の	財源内訳		
目	本年度	前年度	比 較	区分	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
				区 分 金額	並領		国県支出金	地方債	その他	川又外门仍不		
1				12		1				(繰入)		事業用地測量設計業務委託料 13,189
工業用地造成費	13, 189	0	13, 189	委託料	13, 189	工業用地造成	13, 189			13, 189		
						費						
計	13, 189	0	13, 189				13, 189			13, 189		

議案第64号

令和5年度南砺市一般会計補正予算(第7号)

令和5年度南砺市一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

(地方債の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331,859千円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,846,908千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位:千円)

				(単位:十円)
款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		2, 952, 461	49, 513	3, 001, 974
	2 国庫補助金	1, 525, 702	49, 513	1, 575, 215
17 県支出金		1, 971, 921	55, 488	2, 027, 409
	1 県負担金	721, 700	3, 750	725, 450
	2 県補助金	1, 051, 014	46, 838	1, 097, 852
	3 県委託金	199, 207	4, 900	204, 107
20 繰入金		3, 053, 481	18, 907	3, 072, 388
	1 繰入金	3, 053, 481	18, 907	3, 072, 388
21 繰越金		70,000	123, 000	193, 000
	1 繰越金	70,000	123, 000	193, 000
22 諸収入		988, 961	67, 351	1, 056, 312
	4 受託事業収入	49, 508	66, 000	115, 508
	5 雑入	493, 137	1, 351	494, 488
23 市債		2, 571, 100	17, 600	2, 588, 700
	1 市債	2, 571, 100	17, 600	2, 588, 700
歳 入	合 計	34, 515, 049	331, 859	34, 846, 908

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3, 633, 251	21, 948	3, 655, 199
	1 総務管理費	3, 168, 551	18, 918	3, 187, 469
	2 徴税費	266, 298	3, 030	269, 328
3 民生費		9, 062, 237	91, 091	9, 153, 328
	1 社会福祉費	5, 830, 166	73, 211	5, 903, 377
	2 児童福祉費	3, 232, 071	12, 880	3, 244, 951
	3 災害救助費	0	5, 000	5, 000
4 衛生費		3, 016, 896	11, 576	3, 028, 472
	1 保健衛生費	2, 199, 618	11, 400	2, 211, 018
	2 環境費	817, 278	176	817, 454
5 労働費		85, 453	176	85, 629
	1 労働諸費	85, 453	176	85, 629
6 農林水産業費		1, 547, 239	80, 258	1, 627, 497
	1 農業費	783, 151	32, 851	816, 002
	2 農地費	224, 186	40, 300	264, 486
	3 林業費	539, 133	7, 107	546, 240
7 商工費		1, 588, 781	93, 486	1, 682, 267
	1 商工費	1, 588, 781	93, 486	1, 682, 267
8 土木費		4, 448, 068	5, 338	4, 453, 406
	2 道路橋梁費	2, 254, 613	2, 530	2, 257, 143

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 都市計画費	1, 790, 969	2, 808	1, 793, 777
9 消防費		1, 102, 107	1, 351	1, 103, 458
	1 消防費	1, 102, 107	1, 351	1, 103, 458
10 教育費		3, 950, 235	26, 635	3, 976, 870
	1 教育総務費	360, 042	409	360, 451
	2 小学校費	1, 086, 184	4, 276	1, 090, 460
	3 中学校費	572, 035	8, 194	580, 229
	4 社会教育費	1, 299, 959	5, 143	1, 305, 102
	5 保健体育費	632, 015	8, 613	640, 628
歳 出	合 計	34, 515, 049	331, 859	34, 846, 908

第2表 地方債補正

(変更) (単位: 千円)

起債の目的		限度額		起債の方法	利率	償還の方法	
た頂のカロリ	補正前	補正額	補正後	起頂の力伝	<u> ጥነ ተ፡</u>	貝座のガ伝	
一般会計出資債	13,400	11,400	24,800		年5.0%以内 (ただし、利率見	借入先の融資条件に従	
過疎対策事業債	1,706,300	300	1,706,600	普通貸借 又は 証券発行	直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後にお	い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借	
緊急自然災害防止 対 策 事 業 債	73,800	5,900	79,700		いては、当該見直 し後の利率)	換えすることができる。	

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総 括

歳 入

款	補 正 前 の 額	補正額	計	
16 国庫支出金	2, 952, 461	49, 513	3, 001, 974	
17 県支出金	1, 971, 921	55, 488	2, 027, 409	
20 繰入金	3, 053, 481	18, 907	3, 072, 388	
21 繰越金	70, 000	123, 000	193, 000	
22 諸収入	988, 961	67, 351	1, 056, 312	
23 市債	2, 571, 100	17, 600	2, 588, 700	
歳 入 合 計	34, 515, 049	331, 859	34, 846, 908	

歳出

					補正額の	財源内訳	
款	補正前の額	補正額	計		特定財源		一般財源
				国県支出金 地方債		その他	一
2 総務費	3, 633, 251	21, 948	3, 655, 199	762			21, 186
3 民生費	9, 062, 237	91, 091	9, 153, 328	65, 518		8, 400	17, 173
4 衛生費	3, 016, 896	11, 576	3, 028, 472		11, 400		176
5 労働費	85, 453	176	85, 629				176
6 農林水産業費	1, 547, 239	80, 258	1, 627, 497	32, 413	5, 900		41, 945
7 商工費	1, 588, 781	93, 486	1, 682, 267			66, 000	27, 486
8 土木費	4, 448, 068	5, 338	4, 453, 406				5, 338
9 消防費	1, 102, 107	1, 351	1, 103, 458			1, 351	
10 教育費	3, 950, 235	26, 635	3, 976, 870	6, 308	300	10, 507	9, 520
歳出合計	34, 515, 049	331, 859	34, 846, 908	105, 001	17, 600	86, 258	123, 000

2. 歳入

第 16 款 国庫支出金

第 2 項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11 11 11	ПΙ	区 分	金額	H/L	91	
1				1		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時	寺交付金[定額]	40, 375
総務費国庫補助金	454, 538	40, 375	494, 913	総務管理費補助金	40, 375			
2				1		地域介護・福祉空間整備推進交付金[10/10]		7, 730
民生費国庫補助金	143, 865	7, 730	151, 595	社会福祉費補助金	7, 730			
7				2		学校安全特別対策事業費補助金[定額]		1, 408
教育費国庫補助金	87, 749	1, 408	89, 157	小学校費補助金	1, 408			
計	1, 525, 702	49, 513	1, 575, 215					

第 17 款 県支出金

第 1項 県負担金

1			3	災害救助費負担金[国1/2、県1/4]	3, 750
民生費県負担金	708, 527	3, 750	712,277 災害救助費負担金	3, 750	
# 	721, 700	3, 750	725, 450		

第 17 款 県支出金

第 2 項 県補助金

1				1		富山県地域防災力向上支援事業費補助金[1/2]	762
総務費県補助金	127, 228	762	127, 990	総務管理費補助金	762		
2				1		地域密着型介護基盤整備事業費補助金[10/10]	45, 926
民生費県補助金	230, 657	45, 926	276, 583	社会福祉費補助金	45, 926		
4				1		とやま輸出拡大活動支援事業補助金[1/2]	150
農林水産業費県補助金	609, 279	150	609, 429	農業費補助金	150		
計	1, 051, 014	46, 838	1, 097, 852				

第 17 款 県支出金

第 3 項 県委託金

(単位:千円)

B	補正前の額	補正額	計	節		説明	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	11 11 11	ПI	区 分	金額	17L 7J	
6				2		令和のとやま型教育推進研究委託金[10/10]	125
教育費県委託金	84, 366	4, 900	89, 266	小学校費委託金	125		
				3		地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金[定額]	4, 900
				中学校費委託金	4, 775	令和のとやま型教育推進研究委託金[10/10]	△125
計	199, 207	4, 900	204, 107				

第 20 款 繰入金

第 1項 繰入金

1				27		すこやか子育て基金繰入金	8, 400
基金繰入金	3, 053, 481	18, 907	3, 072, 388	すこやか子育て基金繰	8, 400		
				入金			
				33		新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金	10, 507
				新型コロナウイルス感	10, 507		
				染症対策基金繰入金			
計	3, 053, 481	18, 907	3, 072, 388				

第 21 款 繰越金

第 1 項 繰越金

1				1		前年度繰越金	123, 000
繰越金	70,000	123, 000	193, 000	前年度繰越金	123, 000		
計	70,000	123, 000	193, 000				

第 22 款 諸収入

第 4 項 受託事業収入

(単位:千円)

目	補正前の額(浦 正 額	計	節		説	明
	竹田上川・ク村	11 11 11	ΠI	区 分	金額	H/L	91
5				2		商工観光施設維持費受託事業収入	66, 000
商工費受託事業収入	5, 177	66,000	71, 177	商工観光施設維持費受	66, 000		
				託事業収入			
計	49, 508	66, 000	115, 508				

第 22 款 諸収入

第 5 項 雑入

1				12		安全装備品整備事業助成金	1, 351
雜入	493, 137	1, 351	494, 488	消防費雑入	1, 351		
<u></u>	493, 137	1, 351	494, 488				

第 23 款 市債

第 1項 市債

3				1		上水道一般会計出資債	11, 400
衛生債	34, 000	11, 400	45, 400	保健衛生債	11, 400		
8				2		学校教育施設整備事業 (過疎債)	300
教育債	594, 600	300	594, 900	中学校債	300		
17				1		緊急自然災害防止対策事業債(土地改良事業)	5, 900
緊急自然災害防止対策	73, 800	5, 900	79, 700	緊急自然災害防止対策	5, 900		
事業債				事業債			
計	2, 571, 100	17, 600	2, 588, 700				

3. 歳出

第 2 款 総務費

第 1項 総務管理費

				節					補正額の	財源内訳		(牛匹・川)
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
				区 分	金領			国県支出金	地方債	その他	一板知源	
7				12		7						補正前額 / 補正額 / 補正後額
企画費	129, 315	2, 992	132, 307	委託料	2, 992	市誕生20年	2, 992				2, 992	0 / 2,992 / 2,992
						企画推進費						南砺市誕生20年企画検討支援業務委
												託料 2,992
8				10		6						補正前額 / 補正額 / 補正後額
協働のまちづく	313, 815	1,762	315, 577	需用費	292	住民自治推進	1, 762				1, 762	290, 650 / 1, 762 / 292, 412
り費				12		費						利賀交流センター (アーパス) 空調設
				委託料	291							備結露水対策工事 367
				14								東太美交流センター給湯室壁修繕料
				工事請負費	1, 179							292
												上平交流センター
												• 室外機点検業務委託料 291
												・アリーナ火災報知設備取替工事 812
10				18		2						補正前額 / 補正額 / 補正後額
エコビレッジ推	56, 082	2,000	58, 082	負担金補助及び	2,000	ゼロカーボン	2,000				2,000	39, 032 / 2, 000 / 41, 032
進費				交付金		シティ推進費						ペレットストーブ等設置事業補助金
												2, 000
11				12		1						補正前額 / 補正額 / 補正後額
電算管理費	306, 354	9, 833	316, 187	委託料	2, 831	電算管理費	9, 833				9, 833	201, 147 / 9, 833 / 210, 980
				17								複合機出力管理ソフトウェア導入業務
				備品購入費	7, 002							委託料 983
												フリーアドレス実証事業
												・検証環境構築業務委託料 1,848
												ワークテーブル等購入 4,142
												ノートパソコン購入 2,860

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位:千円)

			節					補正額の	財源内訳			
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
				区 分	並似			国県支出金	地方債	その他	州又只仍尔	
14				18		1		(県)				補正前額 / 補正額 / 補正後額
災害対策費	37, 418	2, 331	39, 749	負担金補助及び	2, 331	災害対策費	2, 331	762			1, 569	37, 418 / 2, 331 / 39, 749
				交付金								孤立集落資機材緊急整備事業補助金
												181
												自主防災組織活動強化事業補助金
												1, 345
												初期消火資機材整備等補助金 805
計	3, 168, 551	18, 918	3, 187, 469				18, 918	762			18, 156	

第 2 款 総務費

第 2項 徴税費

71. 0. 1-047	•	× 1. ·								
2				12		1				補正前額 / 補正額 / 補正後額
賦課徴収費	106, 169	3,030	109, 199	委託料	3, 030	賦課事務費 3,030)		3, 030	60, 354 / 3, 030 / 63, 384
										地方税共通納税システム改修業務委託
										料 3,030
計	266, 298	3, 030	269, 328			3, 030)		3, 030	

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

3				12		1		補正前額 / 補正額 / 補正後額
生活保護費	73, 932	5, 163	79, 095	委託料	3, 367	生活保護更生	5, 163	5, 163 17, 432 / 5, 163 / 22, 595
				13		指導費		クラウド版生活保護システム導入
				使用料及び賃借	1, 796			・導入業務委託料 3,147
				料				・ネットワーク設定業務委託料 220
								・システム利用料 1,796

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位:千円)

				節					補正額の	財源内訳		
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
				区 刀	並領			国県支出金	地方債	その他	加文兒加尔	
4				18		1		(国)				補正前額 / 補正額 / 補正後額
老人福祉費	1, 624, 933	68, 048	1, 692, 981	負担金補助及び	61, 768	高齢者福祉推	8, 112	8, 112				68, 391 / 8, 112 / 76, 503
				交付金		進費(単独)						介護サービス事業所等物価高騰対策支
				22								援補助金 8,112
				償還金利子及び	6, 280	5		(国)				補正前額 / 補正額 / 補正後額
				割引料		高齢者施設運	53, 656	7, 730				154, 688 / 53, 656 / 208, 344
						営費		(県)				地域密着型介護基盤整備事業費補助金
								45, 926				45, 926
												地域介護・福祉空間整備等施設整備交
												付金 7,730
						6						補正前額 / 補正額 / 補正後額
						介護予防事業	4,870				4,870	74, 732 / 4, 870 / 79, 602
						費						令和4年度保健福祉事業交付金返還金
												4, 870
						8						補正前額 / 補正額 / 補正後額
						在宅介護支援	1, 410				1, 410	37, 347 / 1, 410 / 38, 757
						事業費						令和4年度保健福祉事業交付金返還金
												1, 410
						計	68, 048	61, 768			6, 280	
計	5, 830, 166	73, 211	5, 903, 377				73, 211	61, 768			11, 443	

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

1				12		2		(繰入)	補正前額 / 補正額 / 補正後額
児童福祉総務費	378, 630	12,880	391, 510	委託料	880	児童育成費	12, 000	8, 400	3, 600 79, 033 / 12, 000 / 91, 033

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位:千円)

	日 地工芸の姫 地工姫		節					補正額の見				
目	補正前の額	補正額	計	区 分	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
					並領			国県支出金	地方債	その他	州又外门	
(1 児童福祉				18								高校生通学支援金 12,000
総務費)				負担金補助及び	12,000	5						補正前額 / 補正額 / 補正後額
				交付金		こども妊産婦	880				880	148, 924 / 880 / 149, 804
						医療費給付費						こども医療費助成システム改修業務委
												託料 880
						計	12, 880			8, 400	4, 480	
計	3, 232, 071	12, 880	3, 244, 951				12, 880			8, 400	4, 480	

第 3 款 民生費

第 3 項 災害救助費

1				19		1		(県)			補正前額 / 補正額 /	補正後額
災害救助費	0	5,000	5,000	扶助費	5,000	災害救助費	5,000	3, 750		1, 250	0 / 5,000 / 5,000	
											令和5年7月豪雨災害	
											• 災害弔慰金	5,000
計	0	5,000	5, 000				5, 000	3, 750		1, 250		

第 4 款 衛生費

第 1項 保健衛生費

4			23		1		(地)		補正前額 / 補正額 /	補正後額
上水道費	306, 472	11, 400	317,872 投資及び出資金	11, 400	水道事業会計	11, 400	11, 400		306, 472 / 11, 400 /	317, 872
					繰出金				水道事業会計出資金	11, 400
計	2, 199, 618	11, 400	2, 211, 018			11, 400	11, 400			

第 4 款 衛生費

第 2 項 環境費

(単位:千円)

				節					補正額の	財源内訳		
目	補正前の額	補正額	計	区 分	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
1				並供			国県支出金	地方債	その他	州又外门仍尔		
1				18		8						補正前額 / 補正額 / 補正後額
環境総務費	99, 091	176	99, 267	負担金補助及び	176	衛生管理費	176				176	1,771 / 176 / 1,947
				交付金								公衆浴場衛生設備改善事業補助金 176
計	817, 278	176	817, 454				176				176	

第 5 款 労働費

第 1項 労働諸費

/13 ○ 10 × /3 1201 5	•	/13 1	77 /3/14/1	~						
1				12		1				補正前額 / 補正額 / 補正後額
労働諸費	85, 453	176	85, 629	委託料	176	勤労者労務対	176		176	49, 453 / 176 / 49, 629
						策費				雪道の安全運転講習実施業務委託料
										176
計	85, 453	176	85, 629				176		176	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

3			18		7		(国)		補正前額 / 補正額 / 補正後額
農業振興費	634, 624	32, 488	667,112 負担金補助及び	32, 488	土地利用型農	32, 263	32, 263		10, 012 / 32, 263 / 42, 275
			交付金		業活性化対策				次期作奨励肥料・燃油コスト低減緊急
					費				重点支援事業補助金 32,263
					16		(県)		補正前額 / 補正額 / 補正後額
					特産物振興対	225	150	75	19,006 / 225 / 19,231
					策費				とやま輸出拡大活動支援事業補助金
									225
					計	32, 488	32, 413	75	

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位:千円)

				節					補正額の	財源内訳		
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
					並領			国県支出金	地方債	その他	一	
7				10		1						補正前額 / 補正額 / 補正後額
桜ヶ池周辺施設	9, 774	363	10, 137	需用費	363	桜ヶ池周辺施	363				363	9,774 / 363 / 10,137
費						設維持費						桜ヶ池公園東側公衆便所浄化槽修繕料
												363
計	783, 151	32, 851	816, 002				32, 851	32, 413			438	

第 6 款 農林水産業費

第 2 項 農地費

1				18		5		(地)		補正前額 / 補正額 / 補正後額
農地総務費	217, 855	40, 300	258, 155	負担金補助及び	40, 300	県単土地改良	14, 800	5, 900	8, 900	23, 094 / 14, 800 / 37, 894
				交付金		費				土地改良区施行事業補助金 14,800
						8				補正前額 / 補正額 / 補正後額
						豪雨災害対策	25, 500		25, 500	0 / 25,500 / 25,500
						費 (農地費)				令和5年7月豪雨災害
										· 市単独土地改良事業補助金 25,500
						計	40, 300	5, 900	34, 400	
計	224, 186	40, 300	264, 486				40, 300	5, 900	34, 400	

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

ſ	2				18		1		補正前額 / 補正額 / 補正後額	
	林業振興費	171, 517	5,000	176, 517	負担金補助及び	5,000	林業振興対策	5,000	5, 000 14, 204 / 5, 000 / 19, 204	
					交付金		費		南砺市の木利用促進補助金 5,00	00

第 6 款 農林水産業費

第 3 項 林業費

(単位:千円)

				節					補正額の	財源内訳		
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
					並領			国県支出金	地方債	その他	一	
6				14		3						補正前額 / 補正額 / 補正後額
林業施設維持費	53, 468	1,661	55, 129	工事請負費	1,661	緑地広場等管	1,661				1, 661	2, 247 / 1, 661 / 3, 908
						理費						令和5年7月豪雨災害
												・安居緑地広場法面復旧工事 1,661
7				18		2						補正前額 / 補正額 / 補正後額
自然保護費	31, 665	446	32, 111	負担金補助及び	446	有害鳥獣対策	446				446	21, 128 / 446 / 21, 574
				交付金		費						鋼製柵等設置支援事業補助金 446
計	539, 133	7, 107	546, 240				7, 107				7, 107	

第 7 款 商工費

第 1 項 商工費

2				18		3					補正前額 / 補正額 /	補正後額
商工振興費	596, 043	8,000	604, 043	負担金補助及び	8,000	商工振興費	8,000			8,000	192,555 / 8,000 / 200	0, 555
				交付金							空き家・空き店舗利用促	進事業補助金
												8,000
4				27		3					補正前額 / 補正額 /	補正後額
企業立地推進費	68, 394	13, 189	81, 583	繰出金	13, 189	工業用地造成	13, 189			13, 189	0 / 13, 189 / 13, 189	
						事業特別会計					繰出金	13, 189
						繰出金						
5				10		2			(諸収)		補正前額 / 補正額 /	補正後額
商工観光施設維	618, 560	72, 297	690, 857	需用費	394	合掌の里管理	66,000		66,000		23, 017 / 66, 000 / 89,	, 017
持費				12		費					合掌の里小林家移転	
				委託料	6,000						・工事監理業務委託料	6,000
				14							・移転工事	60,000

第 7款 商工費

第 1 項 商工費

(単位:千円)

				節					補正額の	財源内訳		
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
					並似			国県支出金	地方債	その他	州又只切尔	
(5 商工観光				工事請負費	65, 903	37						補正前額 / 補正額 / 補正後額
施設維持費)						国民宿舎管理	394				394	28, 688 / 394 / 29, 082
						費						五箇山荘照明設備修繕料 394
						38						補正前額 / 補正額 / 補正後額
						温泉施設維持	5, 903				5, 903	98, 464 / 5, 903 / 104, 367
						費						桜ヶ池クアガーデン消防設備修繕工事
												5, 903
						計	72, 297			66, 000	6, 297	
計	1, 588, 781	93, 486	1, 682, 267				93, 486			66, 000	27, 486	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

5 消融雪施設維持 費	157, 081	2, 530	159, 611	12 委託料	1 消融雪装置管 2,5 理費	0		2, 530	補正前額 / 補正額 / 補正後額 157,081 / 2,530 / 159,611 消雪送水管移設用地測量業務委託料
									2, 530
計	2, 254, 613	2, 530	2, 257, 143		2, 5	0		2, 530	

第 8 款 土木費 第 4 項 都市計画費

1				11		3		補正前額 / 補正額 / 補正後額
都市計画総務費	98, 072	1,013	99, 085	役務費	1, 013	駐車場管理費	1,013	13 1,013 8,857 / 1,013 / 9,870
								福野駅前駐車場整備事業
								・用地分筆登記手数料 1,003
								・収入印紙 10

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位:千円)

				節					補正額の	財源内訳		
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
					亚识			国県支出金	地方債	その他	川又外门が	
2				12		1						補正前額 / 補正額 / 補正後額
都市計画街路費	232, 906	0	232, 906	委託料	500	都市計画街路	0					169, 866 / 0 / 169, 866
				14		費						節組替
				工事請負費	4,000							
				21								
				補償補てん及び	△4, 500							
				賠償金								
4				14		1						補正前額 / 補正額 / 補正後額
公園費	47, 340	1, 795	49, 135	工事請負費	1, 795	公園管理費	1, 795				1, 795	47, 340 / 1, 795 / 49, 135
												閑乗寺公園展望広場トイレ排水管改修
												工事 1,795
計	1, 790, 969	2,808	1, 793, 777				2, 808				2, 808	

第 9 款 消防費

第 1 項 消防費

2				10		1		(諸収)	補正前額 / 補正額 / 補正後額	
非常備消防費	146, 254	1, 351	147, 605	需用費	1, 351	消防団運営費 1,351		1, 351	70,658 / 1,351 / 72,009	
									消防団員防火帽購入	1, 351
計	1, 102, 107	1, 351	1, 103, 458			1, 351		1, 351		

第 10 款 教育費

第 1項 教育総務費

2				18		5		補正前額 / 補正額 / 補正後	額
事務局費	281, 204	409	281, 613	負担金補助及び	409	外国語指導助	409	409 45, 034 / 409 / 45, 443	
				交付金		手事業費		自治体国際化協会等負担金	409

第 1 項 教育総務費

(単位:千円)

				節					補正額の	財源内訳		
目	補正前の額	補正額	計	A C	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
H IM-L				区 万	並領			国県支出金	地方債	その他	一	
計	360, 042	409	360, 451				409				409	

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

2				18		2			(繰入)		補正前額 / 補正額 /	補正後額
小学校給食費	192, 463	4, 151	196, 614	負担金補助及び	4, 151	小学校給食費	4, 151		4, 151		132, 971 / 4, 151 / 137	7, 122
				交付金							学校給食費軽減対策事業	負担金 4,151
3				7		1		(県)			補正前額 / 補正額 /	補正後額
小学校教育振興	174, 402	125	174, 527	報償費	64	小学校教育振	125	125			151, 569 / 125 / 151, 6	694
費				10		興費					令和のとやま型教育推進	研究委託事業
				需用費	54						• 講師謝礼	64
				11							・事務費	28
				役務費	7						• 報告書印刷	26
											• 通信費	7
4						1		(国)			補正前額 / 補正額 /	補正後額
スクールバス運	125, 602	0	125, 602			スクールバス	0	1, 408		△1, 408	125, 602 / 0 / 125, 602	2
行費						運行費					財源振替	
計	1, 086, 184	4, 276	1, 090, 460				4, 276	1, 533	4, 151	△1, 408		

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

1			14	4		(地)	補正前額 / 補正額 / 補正後額
中学校管理費	299, 101	330	299,431 工事請負費	330 中学校施設整	330	300	30 121, 035 / 330 / 121, 365
				備費			福野中学校第1体育館アリーナ照明L
							E D 化工事 330

第 3 項 中学校費

为 10 冰 教育員	•	21.7	3 匁 干于仅	貝								(単	业: 十円
目				節				補正額の財源内訳 特定財源					
	補正前の額	補正額	計	E /\	∧ <i>#</i> ==	事業名	金額				一般財源	説明	
				区分	金額			国県支出金	地方債	その他	一般知识		
2				18		2				(繰入)		補正前額 / 補正額 / 補正後	後額
中学校給食費	141, 201	5, 506	146, 707	負担金補助及び	5, 506	中学校給食費	5, 506			5, 506		121, 310 / 5, 506 / 126, 816	
				交付金								学校給食費軽減対策事業負担金	≥ 5,506
3				7		1		(県)				補正前額 / 補正額 / 補正後	後額
中学校教育振興	131, 733	2, 358	134, 091	報償費	1,858	中学校教育振	2, 358	4, 775			$\triangle 2,417$	110, 017 / 2, 358 / 112, 375	
費				8		興費						令和のとやま型教育推進研究委	託事業
				旅費	$\triangle 5$							•講師謝礼	$\triangle 71$
				10								・講師旅費	$\triangle 5$
				需用費	$\triangle 47$							・事務費	△11
				11								• 報告書印刷	$\triangle 36$
				役務費	26							・通信費	$\triangle 2$
				12								地域部活動推進モデル事業	
				委託料	31							統括コーディネーター謝礼	99
				13								· 指導者講習会講師謝礼	16
				使用料及び賃借	495							・指導者等謝礼	978
				料								•保険料	28
												• 施設使用料	495
												中学校合同部活動事業	
												・指導者謝礼	836
												・バス運行業務委託料	31
計	572, 035	8, 194	580, 229				8, 194	4, 775	300	5, 506	△2, 387		

第 4 項 社会教育費

37 10 VV 42 H E		27		節				補正額の財源内訳				(单位:1円)
目	補正前の額	補正額	計	F /\	A 457	事業名	金額	特定財源		An D-Lore	説明	
				区分	金額			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
4				10		1						補正前額 / 補正額 / 補正後額
図書館費	360, 446	263	360, 709	需用費	263	図書館管理運	263				263	339, 675 / 263 / 339, 938
						営費						中央図書館エレベーター液晶基盤修繕
												料 263
5				14		1						補正前額 / 補正額 / 補正後額
文化財保護費	237, 452	4,010	241, 462	工事請負費	495	文化財保護費	3, 515				3, 515	20, 866 / 3, 515 / 24, 381
				18								市指定文化財「井波別院瑞泉寺」雨漏
				負担金補助及び	3, 515							り等修繕工事補助金 3,207
				交付金								県指定天然記念物「坂上の大杉」樹木
												保護事業補助金 308
						3						補正前額 / 補正額 / 補正後額
						世界遺産関係	495				495	88, 416 / 495 / 88, 911
						費						相倉集落農業用兼防災用貯水槽取水管
												整備工事 495
						計	4, 010				4, 010	
9				10		6						補正前額 / 補正額 / 補正後額
教育文化施設費	271, 744	870	272, 614	需用費	204	福祉会館周辺	204				204	23, 374 / 204 / 23, 578
				14		施設管理費						松村記念会館カーテン購入 204
				工事請負費	666	7						補正前額 / 補正額 / 補正後額
						平若者センタ	666				666	18, 488 / 666 / 19, 154
						一管理費						体育館照明設備修繕工事 666
						計	870				870	
計	1, 299, 959	5, 143	1, 305, 102				5, 143				5, 143	

第 5 項 保健体育費

目 :				節					補正額の	財源内訳			
	補正前の額	補正額	計	豆 八	人如	事業名	金額	特定財源			一般財源	説明	
				区分	金額			国県支出金	地方債	その他	一般則源		
2				18		2				(繰入)		補正前額 / 補正額 / 補正後額	
体育振興費	38, 116	850	38, 966	負担金補助及び	850	生涯スポーツ	850			850		7,088 / 850 / 7,938	
				交付金		推進費						総合型地域スポーツクラブ入会促進事	
												業補助金 850	
3				12		3						補正前額 / 補正額 / 補正後額	
体育施設費	503, 419	7, 763	511, 182	委託料	1, 634	テニスコート	2, 434				2, 434	2, 995 / 2, 434 / 5, 429	
				14		管理費						いなみ木彫りの里テニスコート照明設	
				工事請負費	2, 734	:						備更新工事設計業務委託料 998	
				21								旧城端テニスコート管理棟解体工事	
				補償補てん及び	3, 395							1, 436	
				賠償金		5						補正前額 / 補正額 / 補正後額	
						グラウンド管	1, 298				1, 298	13, 173 / 1, 298 / 14, 471	
						理費						福光屋内グラウンドオーバースライダ	
												ーパネル取替工事 1,298	
						6						補正前額 / 補正額 / 補正後額	
						その他施設維	4, 031				4, 031	126, 001 / 4, 031 / 130, 032	
						持費						たいらクロスカントリー場	
												・立木伐採業務委託料 636	
												・立木補償51	
												・電柱移転補償 3,344	
						計	7, 763				7, 763		
計	632, 015	8,613	640, 628				8,613			850	7, 763		

地方債の令和4年度末における現在高及び令和5年度末における現在高の見込みに関する調書

	令和4年度末	令和4年度	令和5年度中増減見込額						令和5年度末
	17年1十	繰越事業	 起			元金	賞 還 見	込 額	1740 / 发水
区 分	現在高	起債見込額	補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	現在高見込額
1. 普 通 債	3,633,310	209,600	247,700	11,400	259,100	395,288	1114 121	395,288	
(1)総 務 債	32,437	19,200	,	ŕ	ŕ	6,313		6,313	
(2)民 生 債	55,156	·				52,702		52,702	2,454
(3)衛 生 債	422,457		13,400	11,400	24,800	21,193		21,193	426,064
(4)農 林 水 産 業 債	665,138	154,700	119,100		119,100	26,972		26,972	911,966
(5)商 工 債	27,054					3,370		3,370	23,684
(6)土 木 債	978,082	35,700	115,200		115,200	171,071		171,071	957,911
(7)消 防 債	20,149					2,154		2,154	17,995
(8)教 育 債	1,432,837					111,513		111,513	1,321,324
2. 災 害 復 旧 債	171,281	57,100	38,100		38,100	24,944		24,944	241,537
(1)補 助 災 害 復 旧 債	170,024	57,100	38,100		38,100	24,316		24,316	240,908
(2)単 独 災 害 復 旧 債	1,257					628		628	629
3. そ の 他	34,816,660	435,600	2,285,300	6,200	2,291,500	4,832,690		4,832,690	32,711,070
(1)辺 地 対 策 事 業 債	1,818,053	70,900	269,600		269,600	258,125		258,125	
(2)過 疎 対 策 事 業 債	9,861,583	233,900	1,706,300	300	1,706,600			1,118,248	
(3)合併特例債	8,139,785					1,756,166		1,756,166	
(4)全 国 防 災 事 業 債	194,776					11,026		11,026	
(5)緊急防災・減災事業債	2,000,828		19,400		19,400	406,451		406,451	1,613,777
(6)公共施設等適正管理推進事業債	31,501					4,499		4,499	27,002
(7)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	253,338	123,700				8,461		8,461	
(8)緊急自然災害防止対策事業債	79,588	7,100	73,800	5,900	79,700	5,233		5,233	161,155
(9)緊急浚渫推進事業債	2,400		1,300		1,300				3,700
(10) 脱 炭 素 化 推 進 事 業 債			30,900		30,900				30,900
(11)減 税 補 塡 債	40,717					17,776		17,776	
(12) 臨 時 財 政 対 策 債	12,347,800		184,000		184,000			1,240,923	
(13)減 収 補 て ん 債	46,291					5,782		5,782	40,509
合 計	38,621,251	702,300	2,571,100	17,600	2,588,700	5,252,922		5,252,922	36,659,329

議案第65号

令和5年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,452千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,769,352千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	
6 県支出金		3, 484, 144	1, 452	3, 485, 596	
	3 県負担金・補助金	3, 484, 144	1, 452	3, 485, 596	
歳 入	· 合 카	4, 767, 900	1, 452	4, 769, 352	

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		99, 211	1, 452	100, 663
	2 徴税費	5, 359	1, 452	6, 811
歳 出	合 計	4, 767, 900	1, 452	4, 769, 352

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総 括

歳 入

		蒜			補 正 前 の 額	補正額	計
6 県支出金					3, 484, 144	1, 452	3, 485, 596
	歳	入	合	計	4, 767, 900	1, 452	4, 769, 352

歳出

款	補正前の額	補正額	計		一般財源		
				国県支出金	地方債	州文 户门 	
1 総務費	99, 211	1, 452	100, 663	1, 452			
歳 出 合 計	4, 767, 900	1, 452	4, 769, 352	1, 452			

2. 歳入

第 6 款 県支出金

第 3 項 県負担金・補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		THE STATE OF THE S	説	明	
	加工品でクロ	加 止 娘	ΗI	区 分	金額	H	171	91	
1				2		特別調整交付金分[定額]			1, 452
保険給付費等交付金	3, 476, 288	1, 452	3, 477, 740	保険給付費等交付金(1, 452				
				特別交付金)					
計	3, 484, 144	1, 452	3, 485, 596						

3. 歳出

第 1 款 総務費

第 2 項 徴税費

					節					補正額の	財源内訳		
	目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
						並供			国県支出金	地方債	その他	州又只有尔	
1					12		1		(県)				補正前額 / 補正額 / 補正後額
賦調	果徴収費	5, 359	1, 452	6, 811	委託料	1, 452	賦課徴収費	1, 452	1, 452				5, 359 / 1, 452 / 6, 811
													国民健康保険システム改修業務委託料
													1, 452
	計	5, 359	1, 452	6, 811				1, 452	1, 452				

議案第66号

令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ869千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ235,169千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年8月30日提出

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		16, 201	869	17, 070
	1 繰入金	16, 201	869	17, 070
歳 入	合 計	234, 300	869	235, 169

歳 出

款			項	補正前の額	補正額	計
1 事業費				229, 073	869	229, 942
		1 事業費		229, 073	869	229, 942
歳	出	合	計	234, 300	869	235, 169

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総 括

歳 入

		恵	欵		補 正 前 の 額	補正額	計
8 繰入金					16, 201	869	17, 070
	歳	入	合	計	234, 300	869	235, 169

歳出

					補正額の	財源内訳		
款	補正前の額	補正額	計					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1 事業費	229, 073	869	229, 942				869	
歳 出 合 計	234, 300	869	235, 169				869	

2. 歳入

第 8 款 繰入金 第 1 項 繰入金 (単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		- - 説 明
Н	加工的ジャス		PΙ	区 分	金額	R/L 191
1				1		財政調整基金繰入金 869
基金繰入金	16, 201	869	17, 070	財政調整基金繰入金	869	
計	16, 201	869	17, 070			

3. 歳出

第 1 款 事業費

第 1 項 事業費

				節					補正額の	財源内訳		
目	補正前の額	補正額	計	区分	金額	事業名	金額		特定財源		一般財源	説明
					並供			国県支出金	地方債	その他	川又只们尔	
1				12		2						補正前額 / 補正額 / 補正後額
事業費	229, 073	869	229, 942	委託料	869	訪問看護事業	869				869	23, 223 / 869 / 24, 092
						費						訪問看護レセプト(医療保険請求分)
												電子化対応業務委託料 869
計	229, 073	869	229, 942				869				869	

議案第67号

令和5年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度南砺市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第2条 令和5年度南砺市病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

ACC RED C C C C C C C C C C C C C C C C C C C		
事 項	期間	限 度 額
(追加)		千円
給食業務委託	令和6年度~令和8年度	196,535

令和5年8月30日提出

南砺市長 田中幹夫

債務負担行為に関する調書

			△和/左座子。	る一十川塘	入和『欠声』以吹っ士』	11日77年		左の則	源内訳	
事項		限度額	〒和4年度まり	きでの支出額 令和5年度以降の支出	11兄込領	特定財源			一般財源	
			期間	金額	期間	金額	国県支出金	企業債	その他	一放兒你
給食業務委託		196,535	_	_	令和6年度~令和8年度	196,535				196,535
既決定分(26件)		2,027,979		510,648		1,517,331			8,800	1,508,531
合	計	2,224,514		510,648		1,713,866			8,800	1,705,066

議案第68号

令和5年度南砺市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度南砺市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところ による。

(資本的収入の補正)

第2条 令和5年度南砺市水道事業会計予算第4条本文中「556,665千円」 を「545,265千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。 収 入

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 第1款 資本的収入 293,057千円 11,400千円 304,457千円 第2項 出資 金 59,180千円 11,400千円 70,580千円

令和5年8月30日提出

令和5年度南砺市水道事業会計補正予算(第1号)実施計画明細書

資本的収入の補正

収入(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1 資本的収入			293, 057	11, 400	304, 457		
	2 出資金		59, 180	11, 400	70, 580		
		1 出資金	59, 180	11, 400	70, 580	一般会計出資金	11, 400

令和5年度南砺市水道事業会計補正予算(第1号)予定キャッシュ・フロー計算書 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

間接法

		(単位:千円)
1	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	当期純利益	25, 765
	減価償却費	513, 008
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	40
	受取利息及び受取配当	$\triangle 1,506$
	支払利息	42,889
	未収金の増減額(△は増加)	3, 913
	未払金の増減額(△は減少)	741
	たな卸資産の増減額(△は増加)	△199
	引当金の増減額(△は減少)	919
	長期前受補助金等戻入額	$\triangle 116,677$
	長期前受補助金等消費税収益額	$\triangle 350$
	固定資産除却費	9, 946
	小計	478, 489
	利息及び配当金の受取額	1, 506
	利息の支払額	△42, 889
	計	437, 106
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△516, 328
	他会計貸付金による支出	0
	補助金による収入	3, 850
	負担金による収入	9, 487
	新規加入金による収入	8, 400
	未収金の増減額(△は増加)	11, 990
	その他資本的支出	△182
	計	\triangle 482, 783
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	211, 300
	建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△282, 469
	他会計からの出資による収入	70, 580
	計	△ 589
	現金及び現金同等物の増減額	$\triangle 46,266$
	現金及び現金同等物の期首残高	1, 397, 593
	現金及び現金同等物の期末残高	1, 351, 327

議案第69号

南砺市看護学生等修学資金等貸与条例の全部改正について

南砺市看護学生等修学資金等貸与条例を別紙のとおり定める。

令和5年8月30日提出

南砺市条例第 号

南砺市看護学生等修学資金貸与条例

南砺市看護学生等修学資金等貸与条例(令和4年南砺市条例第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、将来市立医療機関に看護職員等として業務に従事しようとする 看護学生等に対し、修学資金等を貸与することにより、市立医療機関における看護 職員等の確保及び資質の向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「市立医療機関」とは、南砺市立病院、南砺市立診療所又 は南砺市立訪問看護ステーションをいう。
- 2 この条例において「看護職員等」とは、保健師、看護師又は薬剤師(いずれも南 砺市職員定数条例(平成16年南砺市条例第27号)第1条に規定する一般職の職 員に限る。)をいう。
- 3 この条例において「看護学生等」とは、次に掲げる教育施設(以下「養成施設等」という。)に在学する者をいう。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。) における薬学の正規課程(学校教育法第87条第2項に規定するものに限る。)
 - (2) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条の規定により 文部科学大臣が指定した学校若しくは都道府県知事が指定した保健師養成所又 は同法第21条の規定により文部科学大臣が指定した大学(短期大学を除く。) 若しくは学校又は都道府県知事が指定した看護師養成所
 - (3) 看護に関する専門知識を修得する目的で、学校教育法第91条第1項の規定により設置される大学の専攻科又は同法第97条の規定により設置される大学院の修士課程

(貸与資金の種類)

第3条 貸与する資金(以下「修学資金等」という。)の種類及びその内容は、次に

掲げるとおりとする。

- (1) 修学資金 養成施設等に在学する看護学生等に対し貸与する資金
- (2)活躍応援資金 修学資金の貸与を受けた者(以下「修学資金借受者」という。) のうち、市立医療機関に勤務した者に対し貸与する資金

(貸与要件)

- 第4条 市長は、次に掲げる要件の全てに該当する看護学生等に対し、修学資金を貸 与することができる。
 - (1)養成施設等を卒業した後、市立医療機関に看護職員等として業務に従事する 意思があること。
 - (2) 学業成績が良好であり、かつ、心身健全であること。
 - (3)他の修学資金又はこれに類するものの給付又は貸与を受けていないこと。ただし、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を除く。
- 2 市長は、修学資金借受者のうち、養成施設等を卒業した後、市立医療機関に看護職員等として業務に従事した者に対し、活躍応援資金を貸与することができる。

(修学資金等の貸与額)

第5条 貸与する修学資金の額は、その貸与を受けようとする者が在学する次の表の 左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

	区分					
変別師の美卍振烈祭	第2条第3項第1号に規定する養	100 000				
薬剤師の養成施設等	成施設等	100,000円				
保健師又は看護師の	第2条第3項第2号又は第3号に	50,000円				
養成施設等	規定する養成施設等	30,000 <u>H</u>				

- 2 貸与する活躍応援資金の額は、10万円とする。ただし、当該資金に係る第7条 第1項の規定による申請の日において、南砺市内に住所を有し、かつ、居住してい る者にあっては、貸与額に5万円(以下「特例加算」という。)を加算する。
- 3 貸与する修学資金等には、利息を付さない。

(修学資金の貸与の期間)

第6条 修学資金の貸与期間は、修学資金の貸与の決定を受けた年の4月から在学する養成施設等の正規の修業期間を終了するまでの期間とする。

(修学資金等の申請)

- 第7条 修学資金等の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 2 修学資金借受者が他の養成施設等に進学等するに当たり、当該進学等先において 引続き修学資金の貸与を受けたいときは、新たに市長に申請しなければならない。 (保証人)
- 第8条 申請者は、2人の保証人を立てなければならない。
- 2 前項の保証人は、修学資金等の貸与を受けた者(以下「修学資金等借受者」とい う。)と連帯して修学資金の返還の債務を負担するものとする。
- 3 第1項の保証人は、修学資金等借受者と連帯して債務を負担する能力を有する者 でなければならない。

(修学資金の取消し)

- 第9条 市長は、修学資金の貸与を受けている看護学生等(以下「修学生」という。) が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸与を取り消すこと ができる。
 - (1) 修学資金の貸与を辞退したとき。
 - (2)養成施設等を退学したとき。
 - (3) 心身の故障のために修学の見込みがなくなったと認められるとき。
 - (4)偽りその他不正な手段により貸与を受けたと認められるとき。
 - (5) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
 - (6) 死亡したとき。
 - (7) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(修学資金の停止)

第10条 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は 停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学 資金の貸与は行わないものとする。ただし、これらの月の分として既に貸与された 修学資金があるときは、当該修学資金は、当該看護学生等が復学した日の属する月 の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

(修学資金等の返還)

第11条 修学資金等借受者は、第13条の規定による修学資金等の免除を受けた場

合を除き、規則で定めるところにより、貸与を受けた修学資金等を返還しなければ ならない。

(返還の猶予)

- 第12条 市長は、修学資金借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる期間、修学資金の返還を猶予することができる。
 - (1)養成施設等に在学しているとき 当該養成施設等に在学している期間
 - (2) 市立医療機関に看護職員等として業務に従事しているとき 当該業務に従事している期間
 - (3)養成施設等の卒業年度における薬剤師国家試験、保健師国家試験又は看護師 国家試験(以下「看護師等国家試験」という。)において、当該職種に係る免 許を取得できなかったとき 当該卒業年度の翌年度に実施される看護師等国家 試験に合格した場合に限り、当該試験の実施日が属する年度の翌年度の末日ま での期間(ただし、当該期間中に修学資金の貸与の目的を達成する見込みがな くなったと認められる場合は、当該事由が生じた日までの期間)
- 2 市長は、活躍応援資金の貸与を受けた者(以下「活躍応援資金借受者」という。) が市立医療機関に看護職員等として業務に従事している期間、活躍応援資金の返還 を猶予することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、災害その他のやむを得ない事情により一時 的に修学資金等の返還が困難となった場合、必要最小限の期間について修学資金等 の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第13条 市長は、修学資金借受者が、次の表の左欄の職種に応じ、それぞれ同表の 右欄に定める免除要件に該当するに至ったときは、修学資金の返還を免除すること ができる。

職種	免除要件				
	養成施設等の卒業年度又はその翌年度における薬剤師国家				
*** **! AT	試験において免許を取得した後、当該試験の実施日が属す				
薬剤師	る年度の翌年度の末日までに市立医療機関に薬剤師として				
	勤務し、その業務に従事した期間が10年に達したとき。				
保健師又は看護師	養成施設等の卒業年度又はその翌年度における看護師国家				

試験において免許を取得した後、当該試験の実施日が属す る年度の翌年度の末日までに市立医療機関に保健師又は看 護師として勤務し、その業務に従事した期間が5年に達し たとき。ただし、看護師免許の取得後、より高度な能力を 身につけるため他の養成施設等に進学等した場合にあって は、当該養成施設等の卒業年度の翌年度末までに市立医療 機関に保健師又は看護師として勤務し、その業務に従事し た期間が5年に当該養成施設等において修学資金の貸与を 受けた年数を加えた年数に達したときとする。

は看護師

薬剤師、保健師又|市立医療機関における業務に従事した期間内に業務上の理 由により死亡したとき。

- 2 市長は、活躍応援資金借受者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、 活躍応援資金の返還を免除することができる。
 - (1) 市立医療機関において、看護職員等として5年間業務に従事したとき。ただ し、貸与した活躍応援資金に特例加算を含むときは、当該特例加算に係る額に あっては、当該業務に従事した期間において、引き続き南砺市内に住所を有し ていたとき。
 - (2) 前号の業務に従事した期間内に業務上の理由により死亡したとき。

(延滞利息)

- 第14条 修学資金等借受者は、正当な理由がなく修学資金等を返還すべき日までに 返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に 応じ、延滞利息を支払わなければならない。
- 2 前項の延滞利息の徴収は、南砺市税条例(平成16年南砺市条例第54号)に規 定する市税の例による。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南砺市看護学生等修学資金貸与条例の規定は、この条例 の施行の日以後に行われた申請に係る修学資金等の貸与について適用し、同日前に 行われた申請に係る修学資金等の貸与については、なお従前の例による。 議案第70号

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年8月30日提出

南砺市条例第 号

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

南砺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南砺市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

市長部局 生活保護法 (昭和25年法律第144号) に準じて行う生活に困窮する 外国人に対する保護の措置に関する事務

別表第2に次のように加える。

777277777		
市長部局	生活保護法の規定に準じて行う生活	· 住民票関係情報
	に困窮する外国人に対する保護の措	・地方税関係情報
	置に関する事務	・介護保険関係情報
		・障害者関係情報
		• 生活保護関係情報
		・児童扶養手当関係情報
		・国民健康保険関係情報

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号

字の区域の廃止について

土地改良事業(県営農地整備事業石黒西部地区)施行の結果、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から、別記調書のとおり字の区域を廃止したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年8月30日提出

変更調書

1 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字	従前の字の区域を廃止する区域						
111414141	大字名	字名	地 番					
南砺市	法林寺	村中	3851 番 1、3855 番、3868 番、3982 番、3983 番、					
			3984番、3985番、3986番、3989番、3991番1、					
			3991番2、3992番、3993番、3994番、3997番、					
			3998番2、4002番、4007番、4008番、4010番1、					
			4011 番 2、4014 番、4016 番、4017 番、4018 番、					
			4019番、4020番、4021番、4022番、4023番					

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

議案第72号

市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定により、市道路線を下記のとおり認定する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地	備考
1	東新田理休線	城端		
		理休 理休		
2	理休 2 号線	理休		
3	大牧2号線	利賀村長崎		
		利賀村仙野原		
4	 南町 5 号線	松原新		
4		松原新		
5	 高宮16号線	高宮		
υ	同呂IO 夕豚	高宮		
6	克宁 1 7 县组	高宮		
6	高宮17号線	高宮		

議案第73号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、市道路線を下 記のとおり廃止する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地	備考
1	東新田理休線	城端 理休		
2	大牧 2 号線	利賀村長崎 利賀村仙野原		

議案第74号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の 規定により、下記のとおり和解し、損害賠償の額を定めることについて、議会の議 決を求める。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

1 事故の概要

令和5年4月29日午後0時30分頃、砺波市宮沢町3番11号先路上において、 市有スクールバスが後方をよく確認せずに後退し、後ろに止まっていた乗用車に衝突 した。

2 和解内容

- (1) 市は、事故で損傷した相手方の車両にかかる車両修理代、レンタカー代の 損害賠償金1,454,706円を支払う。
- (2) 市と相手方は、一切の債権債務関係がないことを確認する。
- 3 和解及び損害賠償の相手方 愛知県名古屋市在住1名

報告第7号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共 団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び 第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

〇健全化判断比率

実質赤字比率 (%)		連結	言実質赤字. (比率 %)	実質	質公債費均	公率 〔%〕	将	子来負担比 (率		
		_			_			6. 1			_	
	(12.36)	(17.36)	(25.0)	(350.0)
	[20.00)	[30.00)	[35.0)			

^{※()}内は早期健全化基準を示し、〔 〕内は財政再生基準を示す。

〇資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
水道事業会計	_	地方公共団体の財政の健全 化に関する法律施行令 (平成
病院事業会計	_	19年政令第397号。以下「令」という。)第17条第1号の規
下水道事業会計	_	定により事業の規模を算定した。

[※]国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、介護事業特別 会計、訪問看護事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計は、当該比率の 算定対象外である。

[※]経営健全化基準は、20.0%である。

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和5年8月30日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

専決 番号	概	要	和解の相手方	 損害賠償額	専決処分 年 月 日
6	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	日に砺波市宮沢町 所有自動車の交通事	愛知県愛西市在 住1名	市が支払う額 127,360 円	令和 5 年 7月 25 日

認定第1号

令和4年度南砺市一般会計歳入歳出決算認定について

令和4年度南砺市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付 する。

令和5年8月30日提出

認定第2号

令和4年度南砺市バス事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度南砺市バス事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

認定第3号

令和4年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度南砺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付け て議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

認定第4号

令和4年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定 について

令和4年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算について、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見 を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

認定第5号

令和4年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

認定第6号

令和4年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度南砺市介護事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

認定第7号

令和4年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定について

令和4年度南砺市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出

認定第8号

令和4年度南砺市病院事業会計決算認定について

令和4年度南砺市病院事業会計決算について、地方公営企業法(昭和27年法律 第292号)第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付 する。

令和5年8月30日提出

認定第9号

令和4年度南砺市水道事業会計決算認定について

令和4年度南砺市水道事業会計決算について、地方公営企業法(昭和27年法律 第292号)第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付 する。

令和5年8月30日提出

認定第10号

令和4年度南砺市下水道事業会計決算認定について

令和4年度南砺市下水道事業会計決算について、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和5年8月30日提出